

新居浜工業高等専門学校間接経費取扱要項

平成25年3月4日要項第1号
最終改正 令和元年5月20日

(目的)

第1条 新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）において、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）以外の機関等から受け入れる研究資金等（以下「外部資金」という。）に係る間接経費の取扱いについては、機構間接経費取扱規則（以下、「機構規則」という。）のほか、この要項に定めるところによる。

(間接経費の適用率)

第2条 本校における間接経費の適用率は、機構規則別表に定めるもののほか、機構規則第4条第3項の規定に基づき、次の各号に定めるところとする。ただし、必要に応じ見直すものとする。

- (1) 機構規則別表第1項に定める外部資金に係る間接経費の額 100分の10
- (2) 機構規則別表第6項に定める外部資金に係る間接経費の額 110分の10

(間接経費の配分)

第3条 間接経費の配分は、当該外部資金を獲得した教員の属する学科等に50%、管理部門に50%を配分する。ただし、これにより難い場合は、校長がその都度、決定するものとする。

(管理及び使途の決定)

第4条 間接経費の管理及び使途の決定は、学科等に配分されたものは学科主任等が、管理部門に配分されたものは、校長が行うものとする。

2 間接経費の配分を受けた学科主任等及び校長は、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日付け競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）別表1に例示された主な使途を参考に間接経費を計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性確保に努めるものとする。

(雑則)

第5条 この要項に定めるもののほか、間接経費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 「外部資金の受入れに係る間接経費又は受入研究者指導料・受託料の取扱いについて」（平成22年4月1日施行）は、廃止する。

附 則（令和元年5月20日 一部改正）

この要項は、令和元年5月20日から施行し、平成31年4月1日から適用する。